（下請取引検査官）

第二条の四　事務総局経済取引局取引部企業取引課下請取引調査室に下請取引検査官五十六人以内を置く。

2　［略］

（審査専門官）

第二条の六　事務総局審査局に審査専門官二百九十一人以内を置く。

［2～4　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

○国家公安委員会規則第四号

警察法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和二年内閣府令第二十五号）の施行に伴い、警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項及び警察法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十四号）第百六十六条第四項の規定に基づき、警察庁の定員に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十日

国家公安委員会委員長　武田　良太

警察庁の定員に関する規則等の一部を改正する規則

（警察庁の定員に関する規則の一部改正）

第一条　警察庁の定員に関する規則（昭和四十四年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		
区分	定員	備考
（警察庁の定員） **第一条**　警察庁の各内部部局別、各附属機関別及び地方機関の定員は、次のとおりとする。		
内部部局		
長官官房	四二六人	警察庁長官、次長各一人を含む。 うち、二人は、国立国会図書館支部警察庁図書館の定員とする。
生活安全局	二五三人	
刑事局	三八〇人	
組織犯罪対策部	三〇三人	組織犯罪対策部の定員を除く。
交通局	一八一人	
警備局	二二一人	
外事情報部	二六八人	外事情報部及び警備運用部の定員を除く。
警備運用部	一三一人	
情報通信局	三七〇人	
計	二、五三三人	うち、一、四四一人は、警察官とする。

改正前		
区分	定員	備考
（警察庁の定員） **第一条**　［同上］		
内部部局		
長官官房	四一六人	警察庁長官、次長各一人を含む。 うち、二人は、国立国会図書館支部警察庁図書館の定員とする。
生活安全局	二五七人	
刑事局	三八七人	
組織犯罪対策部	三一三人	組織犯罪対策部の定員を除く。
交通局	一七六人	
警備局	二二二人	
外事情報部	二七一人	外事情報部及び警備運用部の定員を除く。
警備運用部	一二六人	
情報通信局	三六一人	
計	二、五二九人	うち、一、四五九人は、警察官とする。

（下請取引検査官）

第二条の四　事務総局経済取引局取引部企業取引課下請取引調査室に下請取引検査官五十九人以内を置く。

2　［同上］

（審査専門官）

第二条の六　事務総局審査局に審査専門官二百九十三人以内を置く。

［2～4　同上］